

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1 - 2 株主総会における権利行使】

当社は現在、議決権電子行使を可能とするための環境づくりを進めております。また、招集通知の英訳については、海外投資家比率の推移等を踏まえて検討してまいります。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式に関する方針を、コーポレート・ガバナンス基本方針第8条に定め開示しておりますが、保有の適否に関する検討内容や具体的な議決権行使基準は、今後の検討課題であります。

【補充原則2 - 2 会社の行動準則の策定・実践】

当社は、当社が定めた企業行動規範の実践が広く実践されているか否かについて定期的にレビューを実施することは重要であると認識しております。レビュー方法については今後の課題とし、定期的にレビューを実施するよう努めてまいります。

【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は決算説明会資料のスク립トとして、一部英語版を作成してはありますが、今後については、海外投資家比率の推移等を踏まえて検討してまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

当該事項については、以下のURLに開示しております。また、当社は、「OSAKAゼロカーボンファウンデーション」及び「OSAKA子どもの夢」応援事業「大阪で子どもたちが世界記録へ挑戦!!」(主催:OSAKWEIKAN実行委員会)に参画しており、両事業を通じて大阪から率先してSDGsの推進及び環境と調和した取組みによる持続可能な社会の実現に寄与してまいります。なお、人的資本や知的財産への投資等については、継続的に検討課題と考慮しており、開示についても検討してまいります。

<https://www.cmknec.co.jp/sustainability/>

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、社長の後継者計画を現時点において明確には定めておりません。後継者計画の策定及び運用は重要な課題であると認識しており、今後については適切な計画の策定及び運用が行われるよう検討してまいります。

【原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】

当社では、独立社外取締役を主要な構成員とした任意の委員会は設置しておりませんが、取締役8名のうち独立社外取締役を2名選任しており、取締役等の選任及び報酬については、独立社外取締役を交え適切に審議し決定していることから、適切に統治機能を発揮しているものと考えております。今後については、必要に応じて任意の委員会の設置等、新たな仕組みの活用を検討してまいります。

【補充原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を策定しておりますが、その概要の開示方法については今後の課題とし、公表しておりません。今後についてはコードの趣旨を鑑み、公表するにあたっては当該事項に留意するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

上記コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則1 - 4 政策保有株式】に記載のとおりであります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

コーポレート・ガバナンス基本方針第10条に記載のとおりであります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当該事項については、以下のURLに開示しております。また、外国人・中途採用者の管理職への登用等については、中長期的な企業価値の向上のためには、性別、国籍、年齢、人種及び障がいの有無等にかかわらず多種多様な視点や価値観を取り入れることが重要であるとの考えの下、管理職に固執せず幅広く登用していくよう努めております。

<https://www.cmknnet.co.jp/sustainability/>

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
コーポレートガバナンス基本方針第12条に記載のとおりであります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】
() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当該事項については、以下のURLに開示しております。
<https://www.cmknnet.co.jp/company/>
<https://www.cmknnet.co.jp/ir/library/presentation/>

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当該事項については、以下のURLに開示しております。
<https://www.cmknnet.co.jp/ir/management/governance/>

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
本報告書の「1.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
コーポレートガバナンス基本方針第19条に記載のとおりであります。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会招集ご通知に記載のとおりであります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】
上記コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】
コーポレートガバナンス基本方針第14条、16条及び28条に記載のとおりであります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当該事項については、以下のURLに開示しております。
<https://www.cmknnet.co.jp/ir/management/governance/>

【補充原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】
上記コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】
当社の取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方については、コーポレートガバナンス基本方針第19条に記載のとおりであります。なお、取締役の知識、経験及び能力等を一覧化したスキル・マトリックスは、株主総会招集ご通知に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 取締役及び監査役の兼任状況】
コーポレートガバナンス基本方針第22条及び第26条に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】
当社は、取締役及び監査役に対して取締役会全体の実効性に関する評価及び分析を行うためのアンケートを実施しており、その結果を開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針】
コーポレートガバナンス基本方針第32条に記載のとおりであります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
コーポレートガバナンス基本方針第33条に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社シー・エム・ケー	380,760	37.48
コンピューターマネージメント社員持株会	131,962	12.99
株式会社UHPartners2	50,300	4.95
光通信株式会社	34,500	3.40
吉田 知広	30,300	2.98
竹中 英之	22,242	2.19
竹中 利之	21,000	2.07
長平 由美子	21,000	2.07
榎田 重夫	17,900	1.76
岡三証券株式会社	16,800	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西 宏章	公認会計士													
水島 幸子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 宏章			公認会計士であり、培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。平成30年6月より当社社外取締役に在任しており、引き続き会計の専門家として、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外取締役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。

水島 幸子		弁護士であり、培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。令和3年6月より当社社外取締役にて在任しており、引き続き法律の専門家として、独立的な立場でリスク管理及びコンプライアンスを中心とした経営監督機能の強化が期待されると判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外取締役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
-------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室、監査法人は、ビジネスリスクや発見された問題点について、その都度連携を図っている他に定期的に、三様監査連絡会を開催しております。連携関係によって情報交換や意見交換を行う等、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
西村 良明	弁護士														
尾内 啓男	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 良明			弁護士であり、その豊富な経験と高い専門性を活かし、客観的な監査が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外監査役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
尾内 啓男		尾内啓男氏は、平成28年4月まで株式会社ワコーの執行役員でありましたが、現在は同社を退職しております。なお、当社において同社との間にシステム導入支援の委託等の取引がありますが、その取引等の規模に照らし、主要な取引ではないことから、独立性に影響を与えるものではありません。	株式会社ワコーの情報システム部門の執行役員として、長年に亘り経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを独立した立場から当社の監査業務に反映していただくことを期待できると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外監査役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるため、Stockオプション制度を導入しております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めるという目的に照らして、付与対象者を設定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、取締役及び監査役の報酬をそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、令和3年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

(1) 役員報酬制度の基本方針

役員の報酬等は、長期安定的な企業価値の向上及びガバナンスの強化を実現させるため、経営内容、他社の報酬水準の動向及び従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬制度といたします。

なお、取締役の報酬限度額は、平成30年6月27日開催の第37期定時株主総会において、年額250,000千円以内(但し、従業員分給与は含まず、うち社外取締役20,000千円以内)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役1名)であります。監査役の報酬限度額は、平成30年6月27日開催の第37期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(2) 取締役(社外取締役を除く)の報酬等

取締役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。

報酬等の算定方法

取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたします。当該個別の取締役の報酬等は、取締役会で金額の妥当性を検討し、取締役報酬テーブルに基づき、前事業年度の業績、経営内容における貢献並びに役位等を勘案し、独立社外取締役及び監査役の同意を得た上で取締役会において決定いたします。

(3) 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。

報酬等の算定方法

社外取締役の報酬等の額については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う役割を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたします。

(4) 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、固定報酬(金銭)のみとし、毎月支給いたします。

報酬等の算定方法

監査役の報酬等の額については、取締役の職務の執行の監査等その役割・責務を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートにつきましては、経営企画室等による適時・適切な情報伝達を通じて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、取締役間の相互牽制による業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は毎月定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されており、監査役3名が出席して、重要事項の意思決定プロセスを常時監査できる状況を整備しております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(2) 監査役会

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、各監査役は取締役会の出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。監査役会は、毎月1回定期開催しており、その他必要に応じて臨時監査役会が開催される場合があります。

(3) 経営会議

経営会議は、取締役会への付議事項及び経営執行に関わる重要事項を審議・調整・決定する機関として、常勤取締役及び執行役員で構成されております。また、経営会議は毎月定期的に開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っており、常勤監査役1名が出席して、重要事項の意思決定プロセスを常時監査できる状況を整備しております。

(4) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士は近藤 康仁、立石 政人の2名であり、継続監査年数は5年間となっております。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他5名であります。

(5) 内部監査室

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄とし、被監査部門に対する牽制やモニタリングが有効に機能する体制としております。内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任者となり、当社並びに子会社の監査を実施しております。

(6) 責任限定契約

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役会設置社を採用している理由は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えているからであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年6月下旬とし、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当該事項については、以下のURLに開示しております。 https://www.cmknet.co.jp/ir/management/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書など、随時IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」「情報開示規程」等の規程を整備し、社内への周知徹底を図っていくことが全てのステークホルダーの利益となるものと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当該事項については、以下のURLに開示しております。 https://www.cmknets.co.jp/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) コンピューターマネージメント株式会社及びその子会社(以下、当社グループとする)の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、内部通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底をしております。

コンプライアンス規程を制定し、当社グループのコンプライアンス担当部所は経営企画室とし、コンプライアンス担当役員を経営企画室担当役員としております。

経営企画室担当役員は必要に応じて従業員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定・実施しております。

不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、当社グループの従業員及び当社グループの取引先従業員からの通報を受け付けております。

内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については代表取締役社長及び監査役に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティについては、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規程が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施しております。

職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、品質、災害、情報セキュリティ等経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理規程の制定及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行うこととしております。

監査役会及び内部監査室は各部所のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行うております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行っております。取締役会では、各部所の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部所間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っております。

業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適正かつ効率的に実施できる体制としております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業規模等を踏まえ、業務執行とその監督は完全に分離せず、現場に精通し業務執行する者で取締役会を構成しております。

また、子会社においては当社取締役の一部が子会社の取締役を兼務しており、重要な会議に出席することで定期的に経営状況の把握に努めるとともに、「関係会社管理規程」において当社への報告事項や承認事項を明確にしております。なお、当社の常勤監査役は子会社への往査を行うことでグループ経営の視点から経営及び監督の強化に取り組むこととしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会が必要とした場合、取締役会は監査役会と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くこととしております。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

当該従業員の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重して行うことにより、取締役からの独立性を確保しております。

当該従業員は、監査役会の職務を補助する際には、専ら監査役会の指揮命令に従うこととし、監査役以外の取締役等から指揮命令を受けないこととしております。

(8) 当社グループの取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告するための体制

代表取締役社長及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告を行うこととしております。

取締役及び従業員等は、監査役会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

取締役会及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査役会に対して報告を行うこととしております。

内部監査室は、定期的に監査役会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うこととしております。

管理部は、監査役会に対し、必要に応じて当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うこととしております。

(9) 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員等は、監査役会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、外部に相談連絡窓口を設置することとしております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(11) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めることとしております。

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けることとしております。

監査役が弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図れる環境を整備することとしております。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社グループの基本姿勢を明確にするとともに、「取引先等チェック実施要領」に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施することとしております。

管理部は社内研修等で定期的に注意喚起することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」において反社会的勢力との関係の排除を規定しており、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに加盟し、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。万が一、反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察や公益財団法人大阪府暴力追放推進センターと連携しながら対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図を参考資料として添付しております。

(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示マニュアル」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を開示するよう努めてまいります。当社の適時開示体制の模式図を参考資料として添付しております。

